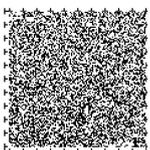


第3章 計画の背景と視点

第一 計画策定の背景（まとめ）

- 国の第5次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」において、地方公共団体に対し、子どもの読書活動の推進が円滑に実施されるよう、学校、図書館、その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努めることが求められました。
- 令和2年4月に国が策定した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」では、アクセシブルな書籍・電子書籍等の継続的な提供、障害の種類・程度に応じた配慮を行うことが基本的な方針として掲げられています。
- 国の第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」において、改正学校図書館法における、学校司書配置の努力義務規定を踏まえ、学校司書の各学校図書館への配置の推進を図ることが示されました。
- 区立図書館では、ティーンズサービスに重点を置いた取り組みを行ってきており、POPとビブリオによる書評バトル、ティーンズボランティア等の事業は、徐々に定着しつつあります。
- 学校では、授業等における学校図書館の利用を促進するために、学校図書館運営支援スタッフの配置時間を増やし、より充実したサポートを受けられるようにすることが求められています。
- アンケート調査の結果、本が好きな子どもたちが多いにも関わらず、学年が上がるにつれ、本を読めていない状況があることがわかりました。
- 令和3年より運用している「しながわ電子図書館」については、約8割の子どもたちはその存在を知らず、利用率は3～5%であることがわかりました。



第二 計画策定にあたっての視点

○本を読む子どもを増やす

アンケート調査の結果、多くの子どもたちが本を読むことが好きと回答しており、それは中学生・高校生でも変わりませんでした。ところが、1か月の間に本を読んだかについての回答になると、年齢が上がるにつれ減少しています。それは、子どもたちの世界が広がり、読書以外に興味を示しているということですが、感受性が強く多くのことを覚えるこの時期は読書にとっても重要な時期となります。これまで重点を置いて様々な取り組みを行ってきたティーンズ世代へのアプローチをさらに充実させ、同時に、将来を見据えて、乳幼児期からの取り組みにも力を入れ、本を読む子どもを増やすことを目指します。

○子どもの多様性に対応する

国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもたちの読書機会を確保することが方針に掲げられています。実際、図書館には、区民・利用者から、発達障害がある子どもや、母語が日本語ではない子どもの読書についての相談が寄せられるようになってきています。このことを踏まえ、「あらゆる子どもの読書環境を整えること」に重点を置いた施策を進めます。

○デジタル社会のメリットを活かす

GIGAスクール構想によって、児童・生徒一人に一台タブレット端末が与えられるなど、子どもたちを取り巻く社会は、ますますデジタル化が進んでいます。このような状況の中で、子どもたちは、溢れる情報の中から、その真偽を見極め、必要なものを選び取る力を身に着けることが必要となってきます。また、電子書籍等のデジタルデバイスの活用は、もう一つの視点「子どもの多様性に対応する」から見ても、大きな力となることが期待されます。本計画では、電子図書館の可能性とともに、子どもたちの、インターネット情報も含めた情報活用能力の向上を図ることも念頭に取り組みを進めてまいります。

○子どもの声を聴く

子どもの読書活動を推進する計画においては、子どもの声をどれだけ活かすことができたかが重要です。これまでの経過や現状を踏まえ、様々な機会を捉えて子どもの声を聴き、取り組みにつなげてまいります。

